

副本

平成31年(ワ)第100号 損害賠償請求事件

原告 片倉一美 ほか32名

被告 国

準備書面 (3)

令和2年1月24日

水戸地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

高	洲	昌	弘
川	端	裕	子
佐	木		亮
荒	木	佑	馬
渡	邊	千	夏
関	川	卓	史
近	藤	敦	哉
益	子	浩	志
田	卷	忠	男
石	井	建	吉
木	幡		匠
佐	藤	寿	延
高	畑	栄	治

藤	田	正
石	川	則
福	島	之
井	上	昌
大	坪	彦
井	上	幸
栗	原	寛
菊	地	花
渡	邊	奈
内	田	二
辻		浩
遠	山	広
星	尾	明
大	須	一
関	島	也
青	山	雄
柳	澤	亘
齊	田	志
大	谷	之
金	森	博

目 次

第1 本件排水機場ポンプの運転再開が遅れたこと等を根拠に、被告が国賠法上の損害賠償責任を負うとする原告らの主張には理由がないこと	5
1 原告らの主張	5
(1) 原告らの主張の要旨	5
(2) 訴訟物が不明確であること	6
2 被告の反論	8
(1) 下館河川事務所長による本件排水機場ポンプの操作には、国賠法1条1項にいう「違法」が認められないこと	8
ア はじめに	8
イ 国賠法1条1項の「違法」の判断枠組みについて	8
ウ 下館河川事務所長の行為は本件操作規則に沿うものであり、職務上通常尽くすべき注意義務を十分に尽くしたものであって、「違法」の評価を受ける余地はないこと	9
(ア) 本件操作規則は、本件排水機場ポンプの操作の方法について特例を定めており、下館河川事務所長には上記操作の方法に裁量がないとする原告らの主張は、本件操作規則の仕組みを正解しないものであること	9
(イ) 下館河川事務所長の行為は、本件特例操作として相当なものであったこと	10
a 事故その他やむを得ない事情が存在したこと	11
b 下館河川事務所長が行った本件排水機場ポンプの操作の方法は相当であったこと	12
(ウ) 小括	14
(2) 下館河川事務所長による本件排水機場ポンプの操作には、国賠法1条1項にいう「過失」が認められないこと	15
(3) まとめ	15

第2 原告らの求釈明について	15
1 はじめに	15
2 各求釈明事項への回答について	16
(1) 求釈明事項(1) (本件土嚢の設置にかかる検討について)	16
(2) 求釈明事項(2) (本件土嚢の設置にかかる側線及び地盤高を示した図面について)	17
(3) 求釈明事項(3) (地盤掘削後の平面地形図における土嚢の平均高さを示す図面について)	17
(4) 求釈明事項(4)及び同(6) (本件土嚢の設置の高さにかかる理由について)	17
(5) 求釈明事項(5) (本件砂堆の掘削前後における「溢水断面積」の検討について)	17
(6) 求釈明事項(7) (本件土嚢の設置にかかる技術基準等について)	17

被告は、本書面において、2019年10月7日付け原告ら準備書面(2)（以下「原告ら準備書面(2)」という。）の主張のうち、本件排水機場ポンプの運転再開が遅れたことを論難する部分に反論するとともに（後記第1）、求釈明事項に対して、必要と認める範囲で回答する（後記第2）。

なお、略称等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 本件排水機場ポンプの運転再開が遅れたこと等を根拠に、被告が国賠法上の損害賠償責任を負うとする原告らの主張には理由がないこと

1 原告らの主張

(1) 原告らの主張の要旨

原告らは、要旨以下のように主張した上で、被告は、原告らに対し、国賠法上の損害賠償責任を負うと主張する（訴状第2の4(3)・28ないし31ページ及び原告ら準備書面(2)第1の6・7ないし10ページ）。

すなわち、①本件操作規則3条1項9号の規定によれば、下館河川事務所長は、鬼怒川の水位がY. P. +17.36メートル（同号が規定する「鬼怒川水位」（9.36メートル）に、標高（7.16メートル）及び標高とY. P. との差（0.84メートル）を加えた数値である。なお、「鬼怒川水位」とは、本件水門の鬼怒川側にある量水標において測定した鬼怒川の水位であり、標高7.16メートルを0点とした量水標の水位をいう（本件操作規則3条1項柱書き。）以下となったときは、その後に水位が上昇するおそれがない限り、本件排水機場ポンプの運転を再開する義務を負い、かつ、そこに所長の裁量の余地はない。②しかるに、本件氾濫が発生した平成27年9月10日の鬼怒川の水位は、午後1時頃をピークに低下を始め、同日午後4時の時点でY. P. +17.364メートルまで低下し（注：同日午後4時の水海道水位観測所の水位だとすれば、Y. P. +17.374メートルが正しい）、その後水位が上昇するおそれはなかったから、下館河川事務

所長は、同日午後4時以降は本件排水機場ポンプの運転を再開すべき義務を負っていた。それにもかかわらず、下館河川事務所長が本件排水機場ポンプの運転を再開したのは、同日午後10時20分であった。③その結果、運転が再開されるまでの間に八間堀川の水位は上昇し、同日午後8時頃には八間堀川の堤防が決壊して洪水が発生したところ、仮に本件排水機場ポンプの操作が同日午後4時に再開されていれば、八間堀川において上記の堤防決壊を防ぐことができた可能性が高い。④したがって、下館河川事務所長が同日午後4時頃に本件排水機場ポンプの運転を再開しなかったことには国賠法1条1項の「過失」があり（上記①及び②）、八間堀川における上記の堤防決壊による被害と下館河川事務所長の上記行為との間には因果関係がある（上記③）。

(2) 訴訟物が不明確であること

ア 原告らの上記①ないし④の主張は、被告が、原告らに対し、下館河川事務所長が本件排水機場ポンプの運転を再開しなかったことが国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を発生させる旨の主張の根拠をいうように思われる。現に、原告らは、「八間堀川の氾濫を助長した要因が八間堀川排水機場の運転再開の遅れにあることを指摘しているところ、かかる主張は、(中略) 国家賠償法1条に基づく損害賠償責任を追及する趣旨である」とする(原告ら準備書面(2)第1の6(1)・7及び8ページ)。

ところが、原告らは、本件溢水及び本件氾濫水が八間堀川へ流入したことは河川の管理に瑕疵があったものであり、本件排水機場ポンプの運転再開の遅れは下館河川事務所長の過失によるものであり、「これら国による2つの違法行為が競合して原告らに損害を生じさせたのであるから、国は、国家賠償法1条及び同2条により、原告らに対して損害を賠償する責任を負う」とも主張している(原告ら準備書面(2)第1の6(2)・9及び10ページ)。

さらに、原告らは、訴状においては、「若宮戸・上三坂からの氾濫は国土交通大臣の管理瑕疵によるものであるから、八間堀川周辺の氾濫もまた、国土交通大臣の管理瑕疵によるものである」と主張しており、もっぱら国賠法2条1項にのみ言及するにとどまっている（訴状第2の4(3)・28ないし31ページ）。

このように、原告らの請求ないし主張のうち、原告らが水海道地区すなわち本件排水機場に関して国家賠償請求をする部分については、国賠法1条1項を根拠とするのか、同法2条1項を根拠とするのか、双方をいわば重疊的に適用するのかが、判然としない。また、仮に上記のうち複数を根拠とするというのであれば、それらの関係（選択的なのか、主位的・予備的の別があるのか）についても、全く明らかでない。

したがって、原告らの主張は、そもそも訴訟物からして、的確な特定が欠けているというほかはない。

イ また、いずれにせよ、被告準備書面(1)第2の2(5)(58及び59ページ)で主張したとおり、水海道地区に到達した時点の水流は、本件排水機場の操作いかんにより左右し得ない規模のものであって、損害との因果関係が認められる余地はないから、その余の点について論じるまでもなく、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任も、同法2条1項に基づく損害賠償責任も、いずれも生じる余地はない（なお、同法2条1項との関係では、本件溢水及び本件氾濫が八間堀川に流入したことが河川の管理の瑕疵に当たるとの原告らの主張について、実際の管理状況からみても理由がないことは、被告準備書面(1)第2の1及び2(40ないし59ページ)並びに被告の令和元年9月30日付け準備書面(2)(以下「被告準備書面(2)」という。)第4(18ないし20ページ)で詳述したとおりである。)

したがって、原告らの上記(1)の主張に理由がないことは既に十分明らかであるが、以下では、円滑な審理の進行という観点に照らし、本件排水

機場の操作に着目しても、原告らの上記(1)の主張には理由がないことを明らかにする。

2 被告の反論

(1) 下館河川事務所長による本件排水機場ポンプの操作には、国賠法1条1項にいう「違法」が認められないこと

ア はじめに

前記1(2)アでみたとおり、原告らの主張は必ずしも判然としないものの、原告らは、本件排水機場ポンプの「運転再開が遅れたこと」を根拠として、被告が原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うと主張するようである。そうであるにもかかわらず、原告らは、下館河川事務所長の行為に「過失」があると主張するのみで、同項の請求原因事実の一つであるはずの、下館河川事務所長の行為が同項上「違法」であることについての主張を欠いている。したがって、原告らの主張は、主張自体失当である。

もっとも、以下に述べるとおり、下館河川事務所長が本件氾濫が発生した平成27年9月10日にした本件排水機場ポンプの操作には何ら国賠法1条1項にいう「違法」が認められない。

したがって、いずれにせよ、原告らの主張には理由がない。

イ 国賠法1条1項の「違法」の判断枠組みについて

国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ等）、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、上記「違法」の評価を受けるものと解されている（最高裁平成

5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ，最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・裁判集民事191号127ページ等)。

そして，国賠法1条1項における違法性については，国家賠償請求をする者に主張立証責任がある（東京高裁平成11年4月26日判決・判例時報1691号57ページ[上告棄却及び上告不受理決定により確定]参照）。

ウ 下館河川事務所長の行為は本件操作規則に沿うものであり，職務上通常尽くすべき注意義務を十分に尽くしたものであって，「違法」の評価を受ける余地はないこと

(7) 本件操作規則は，本件排水機場ポンプの操作の方法について特例を定めており，下館河川事務所長には上記操作の方法に裁量がないとする原告らの主張は，本件操作規則の仕組みを正解しないものであること

前記1(1)でみたとおり，原告らは，下館河川事務所長には本件操作規則3条1項9号に沿って本件排水機場ポンプを操作すべき義務があり，これには裁量の余地がないと主張する（主張①）。

確かに，本件操作規則3条は「洪水時における操作の方法」を定めているところ，同条1項は，下館河川事務所長は，「水門の鬼怒川側にある量水標において測定した鬼怒川の水位（中略）が2.30メートル以上であるときは，次の各号に定めるところにより機場等（引用者注：本件水門及び本件排水機場をいう。）を操作するものとする。」とした上で，同項8号において「所長（引用者注：下館河川事務所長をいう。以下同じ。）は，機場のポンプを運転している場合において，鬼怒川水位が9.36メートルを超え，さらに上昇するおそれがあるときは，機場のポンプの運転を停止すること。」と定め，同項9号において「所長は，前号により機場のポンプの運転を停止している場合において，鬼怒川水位が9.36メートル以下となったときは，機場のポンプの運転を開始

すること。」と定めている。

しかし他方、本件操作規則5条は、「操作の方法の特例」として、「所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により機場等を操作することができるものとする。」と規定している（以下、同条に基づく下館河川事務所長の本件排水機場ポンプの操作を「本件特例操作」という。）。

すなわち、洪水時における本件排水機場ポンプの操作の方法は、「鬼怒川水位が9.36メートル以下となったとき」は「機場のポンプの運転を開始する」のが原則的な取扱いとされているものの（同第3条1項9号）、「事故その他やむを得ない事情があるとき」には、同号による上記操作によらない操作をすることが認められているのであるから、本件操作規則は、下館河川事務所長に対し、3条1項9号が定めるように、鬼怒川の水位のみに基づいて操作をすることを例外なく義務づけているものではないことは明らかである。そして、本件特例操作をする要件が、「事故その他やむを得ない事情があるとき」という抽象的なものとされ、かつ、その際の操作については「前2条に規定する方法以外の方法により」とのみ定められ、具体的な操作方法を定めていないことからすると、本件特例操作を実施するか否か、また、具体的にいかなる方法により本件特例操作をするかの判断等について、下館河川事務所長に裁量を認めていることは、その規定ぶりからして明らかである。

したがって、下館河川事務所長には、本件操作規則3条1項9号により本件排水機場ポンプを操作する義務があり、裁量の余地はなかったなどとする原告らの主張は、本件操作規則の仕組みを正解しないものであり、その前提を欠くものであって、失当である。

(イ) 下館河川事務所長の行為は、本件特例操作として相当なものであったこと

そして、以下のとおり、本件氾濫が発生していた平成27年9月10日午後4時の時点においては、本件操作規則5条にいう「事故その他やむを得ない事情」があり、かつ、本件排水機場ポンプの操作の方法として、当時の具体的事情の下において相当なものであったといえる。

a 事故その他やむを得ない事情が存在したこと

本件特例操作が規定された趣旨は、災害の発生が迫った事態にあつてはその発生を防止するため、また、現に災害が発生しているなどの非常時にあつては被害が拡大することを防止するため、下館河川事務所長に、本件操作規則が定める原則的な操作の方法によることなく、現場における具体的状況を踏まえた柔軟な対応をする必要がある場合にこれを認める余地を残す点にある。したがって、「事故その他やむを得ない事情」があつたといえるかどうかは、以上のような規定の趣旨を踏まえ、個別具体的な事情を勘案して判断されるべきである。

本件についてこれをみると、平成27年9月10日、鬼怒川では、記録的な雨量を伴う本件降雨により、午前6時頃には若宮戸地区において本件溢水の発生が確認され、午後零時50分頃には上三坂地区において本件決壊が発生した状況であり（被告準備書面(1)第1の6(3)36ページ及び37ページ）、また、これらの地区の下流に位置し、本件排水機場がある水海道地区に所在する鬼怒川水海道水位観測所において、同日午前7時頃から同月11日午前2時頃にかけて氾濫危険水位（溢水、氾濫等により重大な災害が起こるおそれのある水位）を、同月10日午前11時頃から午後4時頃にかけて計画高水位を超過するなど、氾濫が発生する危険性が高まっている状況が生じていた（乙第24号証の2及び第64号証）。このように、原告が指摘する平成27年9月10日午後4時時点では、記録的な雨量の本件降雨により鬼怒川の水位が上昇し、水海道地区の上流部である若宮戸地区で本件

溢水が、上三坂地区において本件決壊が発生するなど、現に災害が発生している非常時だったものであり、しかも、同時点前後において、水海道地区においても、鬼怒川の水位が氾濫危険水位を上回り、計画高水位を超過していくなど、溢水や氾濫の危険が高まっているという状況であったものであり、このような状況下において、本件操作規則3条1項各号の定めに従って本件排水機場ポンプの操作を再開すれば、鬼怒川の水位の上昇を招き、鬼怒川の堤防への負荷を一層増大させ、新たな氾濫を生じさせる危険が想定される場所である。したがって、本件操作規則に定める水位まで下がったことのみをもって鬼怒川の安全が確保されたということとはできず、現場の状況を確認の上で操作を再開することが求められる状況下にあったと認めるのが相当である。

以上を踏まえれば、原告が指摘する平成27年9月10日午後4時頃の時点は、本件操作規則が想定するような「洪水時」(3条)の水準をはるかに超える程度の非常事態であり、まさに「事故その他やむを得ない事情があるとき」(5条)と評価するのが相当であり、本件操作規則3条に従って、本件排水機場ポンプの運転を再開すべきであったとは認められない。

b 下館河川事務所長が行った本件排水機場ポンプの操作の方法は相当であったこと

確かに、下館河川事務所長が本件排水機場ポンプを停止した後、本件操作規則上、本件排水機場ポンプの運転を再開すべきとされている、鬼怒川の水位がその計画高水位である9.36メートル(Y. P. + 17.36メートル)を下回った時刻は、平成27年9月10日午後4時頃である一方、本件排水機場ポンプの運転を再開した時刻は、同日午後10時32分(Y. P. + 15.94メートル)であった。

しかしながら、上記 a でみたような状況の下にあっては、同日午後 4 時頃に鬼怒川の水位が計画高水位を下回ったからといって、溢水が生じるおそれが無くなったとは即断できず、直ちに本件操作規則 3 条 1 項 9 号により本件排水機場ポンプの運転を再開することはできなかった。

すなわち、本件排水機場ポンプの操作を停止した後、鬼怒川の水位は順調に降下したものの、本件溢水を生じた若宮戸地区や本件決壊が生じた上三坂地区を受持区間に含む川島水位流量観測所（左岸 4 5. 6 5 キロメートル、茨城県筑西市下川島地先）においては、同日午後 4 時頃の時点でいまだ氾濫危険水位を約 1. 7 メートルも上回っており、他方、鬼怒川水海道水位観測所における観測水位も氾濫危険水位を約 2. 1 6 メートル上回っており、予断を許さない状態であった。

そして、川島水位流量観測所における鬼怒川の水位及び鬼怒川水海道水位観測所の位置関係を踏まえて、それぞれにおける鬼怒川の水位の増減状況を比較すると、先に上流部に位置する川島水位流量観測所付近の鬼怒川の水位が上昇し、それらが下流部に流れることによって、鬼怒川水海道水位観測所付近の鬼怒川の水位が事後的に上昇する傾向が認められることから、本件排水機場ポンプの運転再開の可否にあたっては、川島水位流量観測所における鬼怒川の水位の変化を考慮しつつ、また、排水先である鬼怒川水海道水位観測所付近の鬼怒川の水位が氾濫危険水位にあったことも踏まえて、同観測所付近の鬼怒川の水位の状況も踏まえつつ判断するのが相当であった。

そして、同日午後 4 時以降、川島水位流量観測所及び鬼怒川水海道水位観測所付近における鬼怒川の水位は、いずれも継続的に氾濫危険水位を相当程度超える状況であったもので、本件排水機場ポンプの運転を再開して、鬼怒川の水位を上昇させ、その堤防に負荷をかけるの

が相当な状況であるとは認められず、同日午後10時頃に至ってようやく川島水位流量観測所付近の鬼怒川の水位が、まもなく氾濫危険水位を下回ることが予測され、上記観測所受持区間において溢水が生じるおそれがなくなり、また、その下流部である水海道地区においても数時間後には、そのような状況が到来することが想定されるようになったものである（実際に、鬼怒川水海道水位観測所付近の鬼怒川の水位は、5時間後である翌11日午前3時頃には氾濫危険水位を下回る水位となっている。以上乙第64号証参照）。

とはいえ、同日午後10時頃の時点で、鬼怒川水海道水位観測所付近の鬼怒川の水位は、氾濫危険水位を超えた状況であり、必ずしも楽観視できる状況ではなかったものの、時間の経過とともに居住地側の浸水深が増加していった場合には、本件排水機場が水没ないし損傷するおそれが想定され、その後早期に氾濫水を排除して市街地を復旧・復興する作業に大きな影響を与える可能性があった。

以上の諸事情等を踏まえ、下館河川事務所長は、同日午後4時頃、鬼怒川の水位が計画高水位を下回ったことを理由に本件排水機場ポンプの運転を再開することは差し控えるとともに、同日午後10時32分、本件排水機場ポンプの運転を再開することに踏み切ったものであって、下館河川事務所長によるこのような本件排水機場ポンプの操作の方法は、本件特例操作の手法として、何ら不相当なところはない。

(4) 小括

このように、下館河川事務所長が、平成27年9月10日当時に行った本件排水機場ポンプの操作は、本件特例操作をする要件を満たす状況の下において、当時の具体的事情の下において相当性を有する方法によるものであった。したがって、上記操作は、本件操作規則に沿うものであった。

したがって、下館河川事務所長の本件排水機場ポンプの操作方法は、同日午後4時頃にその運転の再開をしなかった点を含め、職務上通常尽くすべき注意義務を十分に尽くしたものであるから、国賠法1条1項の適用上「違法」と評される余地はない。

(2) 下館河川事務所長による本件排水機場ポンプの操作には、国賠法1条1項にいう「過失」が認められないこと

前記(1)で詳述したところからすれば、下館河川事務所長が、本件排水機場ポンプを操作した当時において、自己の行為がその職務義務に違反して他人に損害を加えることを認識し、又は認識する可能性があったとは認められない。

したがって、下館河川事務所長の行為には「過失」があったとする原告らの主張には理由がない。

(3) まとめ

以上のとおり、そもそも、下館河川事務所長による本件排水機場ポンプの操作と原告らの損害との間には相当因果関係がないことが明らかであるから、その余の点について検討するまでもなく、被告が、国賠法1条1項に基づく賠償責任を負うとする原告らの主張には、理由がないが、念のため上記操作の内容をみても、国賠法1条1項にいう「違法」も「過失」もないから、原告らの上記主張に理由がないことが一層明らかである。

第2 原告らの求釈明について

1 はじめに

原告らは、「若宮戸地区の土嚢積み（中略）についての事実関係を確認するため」として、若宮戸地区において、本件砂堆が掘削された後に被告が完了させた土嚢の設置（甲第2号証・20ページ、乙第19号証・46ページ）について求釈明を申し立てている（原告ら準備書面(2)第2・10ないし12ペー

ジ)。

しかしながら、被告準備書面(1)第2の2(3)イ(i)(53及び54ページ)で述べたとおり、被告の若宮戸地区における鬼怒川の管理については、大東水害判決の基準2に照らして「特段の事由」が発生したとはいえない以上、これに瑕疵があったとは認められない。

したがって、必ずしも求釈明に回答する要を認めるものではないが、円滑な審理の進行という観点に照らし、以下、必要と認める範囲で回答する。

なお、以下では、原告ら準備書面(2)第2の3(1)以下の求釈明事項を、順に「求釈明事項(1)」などの例により記載する。

2 各求釈明事項への回答について

(1) 求釈明事項(1) (本件土嚢の設置にかかる検討について)

被告準備書面(1)第2の2(3)イ(i)b(a)(53及び54ページ)で述べたとおりである。すなわち、本件砂堆においては、ソーラー発電事業者がその一部を掘削し、その結果、従前の砂堆の高さより低い箇所が発生したところ、常総市等からの要請を踏まえ、一定程度の氾濫を抑制するため、掘削された箇所に、掘削前の地盤高(地形の地盤高の各側線(河川に対して横断方向のもの)の一番高い高さを縦断的に整理し、そのうち一番低い高さがY. P. +21.36メートル)と同程度の高さ(平均高Y. P. +21.30メートル)の土嚢を設置することとしたものである。なお、若宮戸地区における既往最高水位(平成14年に記録された。)はY. P. +20.65メートル(乙第65号証)であり、設置した上記の土嚢は、計画高水位は下回るものの、当該地先における既往最高(昭和57年から本件洪水まで)の水位を上回る高さで設置されている。なお、上記の土嚢では、本件洪水後に設置したものとは異なり、耐久性を考慮した耐候性型資材を使用した(被告準備書面(1)第2の2(3)ウ・56ページ参照)。

なお、本件洪水の時点で想定していた洪水の規模は、当該地先における既

往最高（昭和57年から本件洪水まで）の水位である。

(2) 求釈明事項(2)（本件土嚢の設置にかかる側線及び地盤高を示した図面について）

「①地盤掘削前」の地盤高を示す図面を、乙第66号証（枝番省略）として提出する。

なお、被告において地盤掘削後に測量は実施していないため、「②地盤掘削後」の図面は保有しておらず、現段階において作成することもできないから、提出することができない。

(3) 求釈明事項(3)（地盤掘削後の平面地形図における土嚢の平均高さを示す図面について）

前記(2)のとおり、地盤掘削後の測量は行っていないため、「②地盤掘削後の場合の平面地形図」は保有していない。なお、本件土嚢の設置後の状況について、乙第67号証を提出する。

(4) 求釈明事項(4)及び同(6)（本件土嚢の設置の高さにかかる理由について）

前記(1)で述べたとおりである。

(5) 求釈明事項(5)（本件砂堆の掘削前後における「溢水断面積」の検討について）

本件争点との関連性が明らかではない求釈明事項と思われるため、回答の要を認めない。

(6) 求釈明事項(7)（本件土嚢の設置にかかる技術基準等について）

土嚢の設置が、出水時の水防活動における越水対策や河川工事における仮締切として一般的に用いられている手法であることについては、乙第57号証〔枝番省略〕により立証十分であり、求釈明事項(7)に関してさらなる立証の要を認めない。

以上